

基本利用料

① 介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担 (1割の場合)	12,447円	17,415円	24,481円	27,766円	31,408円

加算

加算名	加算の内容	1割負担の場合
② 初期加算	登録した日から起算して30日以内の期間については1日につき加算されます。30日を超える入院をされた後、再び利用を開始した場合も同様	1日につき 30円
③ 認知症加算Ⅲ	日常生活に支障をきたす恐れのある症状・行動が求められることから介護を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）	1月につき 760円
④ 認知症加算Ⅳ	要介護2に該当し、日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動や意志疎通の困難が見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅱ）	1月につき 460円
⑤ 緊急時対応加算	24時間連絡できる体制にあつて、緊急時の訪問看護、宿泊を必要に応じて行う体制をとっている場合の加算	1月につき 774円
⑥ 特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて算定	1月につき Ⅰ) 500円 Ⅱ) 250円
⑦ 総合マネジメント体制強化加算	医師、看護師、介護職員など多様な職種と連携する体制構築に対する加算	1月につき Ⅰ) 1,200円 Ⅱ) 800円
⑧ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	常勤職員の占める割合が60%以上である	1月につき 350円
⑨ ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	死亡月につき 2,500円
⑩ 褥瘡マネジメント加算	褥瘡(床ずれ)の発生を予防するための取り組みを行った場合に加算	1月につき Ⅰ) 3円 Ⅱ) 13円
⑪ 科学的介護推進体制加算	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の情報を厚生労働省に提出	1月につき 40円
⑫ 生産性向上推進体制加算	介護現場の生産性を向上させるために導入するテクノロジーや業務改善を評価する加算	1月につき Ⅰ) 100円 Ⅱ) 10円
⑬ 退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の利用者が退院又は退所するにあたり共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後初回の訪問看護を行った場合	1回600円(厚生労働大臣の定める状態は2回加算可)
⑭ 介護職員処遇改善加算	①～⑦の所定単位数に加算	14.6%

※⑤、⑥、⑦、⑧、⑨については、区分支給限度額対象外となります。

※その他の利用可能なサービスは、福祉用具貸与 福祉用具購入 住宅改修 居宅療養管理指導 訪問リハビリテーションに限られます。

保険外サービス利用料

食 費	朝食 400円 昼食 600円 夕食 600円				
おむつ代	実費				
宿泊費	1泊 2,500円				
その他必要な物	実費				
レクリエーション、クラブ活動費	利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 特別な材料代等の実費				
洗濯代	1回 100円 (連泊に限る)				
医療費	診察、薬など実費				
ご遺体のケア	平日 8:30~17:30 15,000円 平日 17:30~22:00 5:00~8:30 及び休日 17,500円 深夜 一律 20,000円				
交通費	入退院時のタクシー利用及びご利用者様の状態に応じてストレッチャーを使用する場合はタクシー会社に直接支払となります。				
その他サービス ・受診の付き添い ・入院中の世話等	受診時の付き添い等、介護保険外のサービスを希望される場合、以下の料金が発生します。但し、病状確認の為に主治医との面談及び緊急搬送は除くものとします。				
		提供時間			
	サービス区分	30分	45分	60分	以降30分毎に加算
	ヘルパーサービス	918円	1377円	2052円	918円
	看護サービス	2700円	5400円	8100円	2700円

短期利用時の料金 (1日あたりの利用料)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担 (1割の場合)	571円	638円	706円	773円	839円

加算について

加算名	加算内容	1割負担の場合
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1日あたりのサービス利用料とサービス提供体制強化加算Ⅱの合算に加算	14.6%

※短期利用時の要件

コスモピアきくようの宿泊室に空きがあり、登録定員が29人に満たない場合であって、緊急やむを得ない場合。

利用者の状態や利用者の家族の事情により指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合。

利用の開始にあたり、あらかじめ7日以内。利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内の利用が可能です。